

## 企画競争に関する公告

下記のとおり企画競争に付します。

令和3年5月17日

支出負担行為担当官

金融庁総合政策局秘書課長 柳瀬 護

### 記

#### 1. 企画競争に付する事項

明細データの加工等に関するコンサルティング業務

#### 2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項（参加要領別紙）に誓約し、かつ遵守する者であること。
- (5) 下記4. 企画競争参加申込みを行わない者は、企画競争に参加できないものとする。

#### 3. 参加要領等の交付

新型コロナウイルス感染症への感染予防等の観点から、対面によらない参加要領等の交付、企画競争参加申込み等とする。

企画競争の参加要領等の交付を希望する者は、電子メール本文にその旨記載し、令和3年6月1日（火）12時00分までに、次の電子メールアドレスに送信すること。なお、電子メールには、会社名、住所、所属、役職、担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを明記すること（電子メールが使用できない者については、別途事前に相談すること）。

参加要領等の交付は、電子メールにて依頼者（担当者1名）へ返信するものとする。

- (1) E-mail : [d\\_a\\_office@fsa.go.jp](mailto:d_a_office@fsa.go.jp)
- (2) 申込先：東京都千代田区霞が関3-2-1（中央合同庁舎7号館9階910室）  
金融庁総合政策局リスク分析総括課情報・分析室  
電話 03-3506-6000（内線 2304、2313）

#### 4. 企画競争参加申込み

企画競争に参加を希望する者は、参加要領等に記載された「参加申込書」を、令和3年6月3日（木）17時00分までに、電子メール又は郵送（必着）にて提出すること。

(1) E-mail : [d\\_a\\_office@fsa.go.jp](mailto:d_a_office@fsa.go.jp)

(2) 申込先 : 東京都千代田区霞が関 3-2-1 (中央合同庁舎 7 号館 9 階 910 室)  
金融庁総合政策局リスク分析総括課情報・分析室  
電話 03-3506-6000 (内線 2304、2313)

## 5. 企画書等の提出

企画競争に参加を希望する者は、参加要領等に記載された「企画書」等所定の提出物を、令和 3 年 6 月 14 日 (月) 17 時 00 分までに、電子メール又は郵送 (必着) にて提出すること。

(1) E-mail : [d\\_a\\_office@fsa.go.jp](mailto:d_a_office@fsa.go.jp)

(2) 申込先 : 東京都千代田区霞が関 3-2-1 (中央合同庁舎 7 号館 9 階 910 室)  
金融庁総合政策局リスク分析総括課情報・分析室  
電話 03-3506-6000 (内線 2304、2313)

## 6. 企画競争に関する説明会

新型コロナウイルス感染症への感染予防等の観点から、入札説明会は実施しない。調達仕様書などに関し質疑等がある場合は、令和 3 年 6 月 3 日 (木) 12 時 00 分までに電子メールにより質問すること (電子メールが使用できない者については、別途事前に相談すること)。

質問事項及び資料の該当箇所を簡潔に記載し、次のメールアドレスに送信すること。

E-mail : [d\\_a\\_office@fsa.go.jp](mailto:d_a_office@fsa.go.jp)

質問に対する回答は、電子メールにて質問者 (担当者 1 名) へ返信するものとする。

なお、質問及び回答は、質問者名及び質問者が特定できる部分等を削除した上で、電子メールにて参加申込書を提出した者 (各社担当者 1 名) へ配信するものとする。

## 7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格のない者の企画書は、無効とする。

## 8. その他

(1) 電子メールを使用する際の留意事項

- ・電子メールを送信した際又は当方が受信した際、電子メール以外の電話等による方法で、双方が送受信の旨を連絡・確認することとする (電話の場合 : 平日 10:00~12:00、13:00~18:00)
- ・当方向けの電子メールについては、1 回で 10 メガバイトまでの情報 (添付ファイルを含む) とすること

(2) 企画競争参加申込書及び募集内容等の詳細については、3. 参加要領等の交付先まで照会すること。